

秩父市農業委員会 令和5年 第12回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和5年12月22日(金) 午後2時02分
- (2) 閉会日時 令和5年12月22日(金) 午後4時15分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員14名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席	●	第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	欠席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席	●	第6 区域	木村 誠司	出席
					木村 雄一	出席

◎印 農業委員会長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議

- 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
- 議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について (7件)
- 議案第57号 農用地利用集積計画の決定について (1件)
- 議案第58号 農用地利用促進計画の意見について (2件)
- 議案第59号 農地法第2条第1項に規定する農地に
該当するか否かの判断について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備 考	職 名	氏 名	備 考
事務局長	江 田 直 人		主 幹	小 川 英 孝	書記
参 与	宮 前 房 男		主 任	川 上 僚 太	書記
主 幹	千 島 修		主 査	笠 原 信 之	
主 事 補	見 澤 俊 亮				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和5年第12回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

江田事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中14名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

13番 新井 一雄 委員 及び 1番 新井 範 委員、以上、お二人をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をいたさせます。

江田事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

1 通知書の受理についてです。

番号1 農地法第18条第6項の規定による合意解約に伴う通知書についてですが、耕作者変更のための合意解約とのこととございます。

次に、2の番号1は、農業用施設の設置についてですが、すでに令和●年●月に貯水タンク1棟、簡易トイレ1棟を設置したとのことで、始末書添付の上届出書が提出されました。

以上でございます。

日程第6 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせま

す。

江田事務局長

それでは、令和5年 第12回 定例総会において ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第54号	農地法第3条の規定による許可申請について	が	2件
議案第55号	農地法第4条の規定による許可申請について	が	1件
議案第56号	農地法第5条の規定による許可申請について	が	7件
議案第57号	農用地利用集積計画の決定について	が	1件
議案第58号	農用地利用促進計画の意見について	が	2件
議案第59号	農地法第2条第1項に規定する農地に 該当するか否かの判断について	が	1件

以上でございます。 よろしくお願いたします。

日程第7 議案審議

議案第54号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(笠原主査) 私から、番号1および番号2について説明いたします。

まず、番号1から説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字●● 畑 1筆 ●●●㎡で、●●●●●●の南東約●●●m付近に位置しており、昭和●●年に相続により取得した土地です。

申請事由は、新規就農です。

当申請地は●●年くらい前から譲受人によって管理されている状態で、譲渡人は高齢であり今後も申請地を耕作する意思もないことから土地を手放したいと考えており、譲受人と話し合った結果、農地の譲渡しの話がまとまり、このたび申請に至りました。

譲受人は農地を他に所有していませんが、申請地を耕作していた期間として農作業暦は●●年ほどあり、作付け計画では、●●●●●●、●●●●、●●●●などの野菜を栽培する計画です。

また、譲受人は現在、耕うん機を1台所有しております。

現地を確認したところ、キレイに耕うんされており、●●●●が作付けされておりました。

続きまして、番号2について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字●● 畑 1筆 ●●●㎡で、●●●●●●の南東約●●●●m付近に位置しており、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請事由は、新規就農です。

譲受人と譲渡人は姉妹であり、申請地は姉である譲渡人が耕作しておりましたが、遠方に居住していること、高齢となってきたことから耕作することが難しくなったことから、●●年ほど前から妹である譲受人が耕作しておりました。

譲受人および譲渡人で話し合った結果、今後も譲受人が耕作していく事となったため、このたび申請に至ったものです。

譲受人は農地を他に所有していませんが、申請地を耕作していた期間として農作業暦は●●年であり、作付け計画では、●●●●●●、●●●●、●●●、などの野菜を栽培する計画です。

また、譲受人は現在、耕うん機、草刈機を1台ずつ所有しております。

転用目的は進入路の建設です。

申請事由ですが、申請人が所有地全体の状況確認をしたところ、代々母屋への進入路として使用していた申請地が農地であったことが判明したため、是正をしたいとして申請されました。

明治時代の図面に記載された土地の境界がほぼ現状のとおりであったため、おそらくその時代から進入路として使用していたのではないかとのことです。

また、農地法施行時以降違反状態を認識できなかったことや、今後農地法の趣旨を理解し慎重に対処することなどを記した始末書が添付されております。

先日、豊田委員と現地調査を行い、現況は申請のとおり進入路として使用されておりました。追認案件であり、やむを得ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。

概要は事務局からの説明のとおりです。

申請地の隣に通り門がありますが、江戸時代あたりから歩いてこの門から出入りしていたと思われ、昭和の農地解放後は機械の大型化などによって、今の進入路として使うようになったのではと考えられます。

ずーっと畑が続いていますが、本来なら赤道があったのではとは思いますが、現況から察すると何ら問題ないと思われしますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（横田 友会長） 質疑 または 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第55号について 賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第56号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （7件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1と2について説明します。

番号1と2は事業者及び事業内容が同一の案件であるため、一緒に説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● ●丁目 畑 5筆 ●, ●●●m²で、番号1については昭和●●年に、番号2については平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から南西●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は、駐車場です。

申請事由について説明します。譲受人は隣接地で機械部品の加工業を営んでおり、従業員及び来客用の車両●●台を会社の敷地内に駐車しております。

しかし、資材搬入のためのスペースを駐車場として使用しており、業務に支障が生じているため、駐車場として使用することができる土地を探していたところ、農業上の利用を行う意思がない譲渡人と話がまとまり、この度申請に至りました。

権利の種類は所有権で資金計画は整っており、隣接地の農地はなく、耕作者の承諾書が必要となる土地はありません。

現地を確認したところ、対象地は耕作された農地でした。

なお、●筆の申請地は秩父市が管理する道路及び水路と、関東財務局が管理する畦畔に囲まれており、駐車場として土地を利用する上で、畦畔、道路及び水路の上を車両が横断して通行する計画となっています。

今回の事業計画を行う場合、畦畔、道路及び水路の払下げが必要であるか、管理者である秩父市及び関東財務局へ確認したところ、駐車場の一体利用地として畦畔、道路及び水路の上に駐車するなど、個人利用する場合は払下げが必要になるが、通行のみで一体利用を行わないことが明かな場合は払下げを求めないとの回答がありました。

しかしながら、道路、水路及び畦畔については、土地との境界線が一部確定しておらず、一体利用の有無を確認することが困難であるため、それぞれの管理者からは事業者へ境界確定の手続きを行った後、払い下げの必要性について協議するよう求めているとのことでした。

境界線が決まっておらず、道路、水路及び畦畔について、払下げの必要性及び見込みについて確認を行うことができないため、現時点で事業計画の現実性を確認することができません。

農地法及び農地法施行規則には、一体利用地について利用できる見込みがない場合、農地転用の許可をすることができないと明記されています。

そのため本申請については、道路、水路及び畦畔の境界線を確定し、管理者と協議後に許可相当とすると意見を付することも一案かと思われます。

説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは、番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字 ●●● 畑 1筆 ●●●m²で、●●●●●●●●●●の北西●●●m付近に位置している土地で、譲渡人が平成●●年に相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、2区画の宅地分譲です。

申請事由ですが、譲受人は平成●●年より市内で不動産の売買、賃貸、仲介及び管理等を業としており、申請地は影森駅の徒歩圏内に位置し、良好な住宅地になるとして、宅地販売を計画し、譲渡人との間で売買による土地譲渡が整ったことから、申請されたものです。

事業計画、資金計画は整っており、隣接農地耕作者は無く、問題は無いと考えます。

譲渡人は、東京都内に居住しており、現地を確認したところ、不耕作の状態でした。

私からの説明は以上となります。

事務局（小川主幹） 番号4につきまして説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字 ●● 畑 4筆 ●●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●の東側約●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、建売住宅でございます。

申請事由につきまして、譲受人は不動産業を営んでおりますが、申請地は、市道に面した静かな住宅地に囲まれており、学校やスーパーマーケット等も近く、交通の便も良いため、住宅地として適した状況であることから、申請地を買い受け、建売住宅の販売を計画いたしました。

資金調達計画は整っております。

現地は、不耕作でございますが、保全管理されておりました。

続いて番号5について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字 ●● 畑 4筆 ●, ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●の北東側約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、工場用地でございます。

申請事由につきまして、譲受人は●●●●●●の製造を業としており、申請地の近くに第1工場と第2工場がございますが、需要の高まりを受け、生産力を増強するため、新しく工場の建設を計画いたしました。

資金調達計画は整っております。現地は、一部●●が耕作されておりました。

説明は以上です。

事務局（笠原主査） 私からは、番号6および番号7について説明いたします。

最初に番号6から説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字 ●●●●● 畑 1筆 ●●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●●●の南約●●●m付近に位置しており、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は自己用住宅です。

譲受人は、譲渡人の孫にあたります。

申請事由ですが、譲受人は現在、家族とともに秩父市内の市営住宅にて生活しておりますが、日常手狭になってきたので、自己用住宅の新築を考えておりました。

そのことを譲渡人である祖母に相談したところ、祖母所有の土地を借りることができたので、申請地に住宅を建築し居住したく、今回の申請となりました。

なお、申請地は秩父市農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地とされておりましたが、令和●年●月●日付で農用地から除外されています。

資金調達計画は整っています。また隣接の耕作農地所有者から転用することに差し支えない旨の同意書も添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認したところ、耕作はされてなく保全管理の状態でした。

続いて、番号7について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●● 字 ●● 畑1筆 ●, ●●●m² で平成●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●の南東約●●●m付近に位置しており、立地の基準につきましては、土地改良区内に存在する農地として、第1種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、借受人が経営する観光●●●園の来客用駐車場として一時的に転用するもので、転用する期間は令和●年●月末日までです。

申請地は農振農用地区域内にある農地であり、転用につきましては農用地からの除外を必要とする土地ですが、一時的な利用に供するもので、一時転用終了後は農地へ復旧する旨の誓約書が添付されており、秩父市が定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断し、例外的に転用を許可する場合に該当するものと考えます。

借受人は平成●●年に成立した法人で、観光農園の経営、果樹園の経営、野菜類の生産、販売などを事業目的の一つとしております。

現在、申請地の隣接地で●●●の観光農園を経営しており、●●●狩りの季節には、来園者により既存の駐車場では足りない状態になってしまいます。そのため、貸渡人に交渉し、土地を貸してもらえることになり、●●●狩りのシーズンが終わる●月末日まで来客用の駐車場として、申請地を一時転用したいと申請するものです。

なお、転用期間終了後は速やかに農地へ復旧する旨の誓約書も添付されております。

現地を確認すると、現在はパーク（木質チップ）が敷設され、管理された状態で、普段は鉢植えされた●●●の木が置かれておりますが、霜対策のためハウスへ退避してありました。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番 吉川です。番号1と2について意見を申し上げます。

先ほど事務局の説明がありましたとおりですが、先日現地を確認しましたところ、やはり問題があるように見受けられました。

事務局の説明にもあったように畦畔や赤道、水路などが入り組んでおり、航空写真で見ると少しずれているようにも見えますが、確認しづらいところもありました。

農業委員会の判断として、例えば先ほど事務局の説明のように条件を付けるようなことを、皆さんでご審議いただくのも一案と思います。

ご審議よろしくお願ひいたします。

1番 新井 範委員 1番 新井です。番号3について意見を申し上げます。

先日事務局と現地を確認したところ保全管理の状態でした。

低層の草で覆われておりましたが、住宅の分譲地という事で特段問題ないのではと思ひました。

その他事務局説明のとおりですので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

12番 井原 愛子委員 12番 井原です。番号4と5について意見を申し上げます。

まず4ですが、先日事務局と現地を確認しました。

周囲は住宅に囲まれており保全管理の状態でした。やむを得ないと思われまひす。

続いて番号5についてです。

●●●●●さんの工場とのことですが、付近に第1工場と第2工場があり、国道140号のすぐ横のかなり広い農地が申請地となっていました。

一部手前の農地は引き続き耕作をするとのことでした。

国道から入る道がかなり狭く付近の住民が通りづらい状況ですが、この道も広げる予定があるとのこと、クルマの通行はしやすくなるようです。

状況は一部耕作されておりましたが保全管理の状態でした。

やむを得ない案件と思われまひす。ご審議よろしくお願ひいたします。

10番 芦田 希美委員 10番 芦田です。番号6、7について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

事務局とともに現地を確認しました。

番号6については耕作はされていませんでしたが保全管理状態でした。

農地として使用していただきたいところですが、高齢ということで耕作は難しいとのこと、空いている土地を孫に使用してもらひ住むことで●●地域の人口減少を少し防げると思ひまひすので、やむを得ないと判断しました。

番号7ですが、申請地はチップが敷かれている状態で、●●●狩りのシーズンでの一時転用で来客用の駐車場として使用するとのことでした。

今現在使っている駐車場は台数が少ない感じもしまひすし、隣接地に●●などの動物を飼っている場所があり、来客の滞在時間が長くなる印象を受けましたので、やむを得ないと思ひまひす。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

7番 豊田 恵男委員 7番 豊田です。

番号1、2ですが、駐車場とのことで埋め土とかはどうなりますか。

事務局（川上主任） 使用者からは均すと聞いています。現地はもう田ではなく畑に近い状況ですので、大きな造成は行わないと伺っております。

7番 豊田 恵男委員 現況は畑という事ですか。

事務局（川上主任） そのとおりです。

それから番号7ですが、一時転用の期間はいつまでですか。

事務局（笠原主査） 許可日から令和●年●月末日までとの申請となっております。

7番 豊田 恵男委員 期間がけっこう長いですね。

事務局（笠原主査） ●●●のシーズンが終わるまでのようです。

7番 豊田 恵男委員 返したあとは畑に戻しているのでしょうか。

事務局（笠原主査） 農地に復旧することになりますが、実際はチップのようなものが敷いてあり、その上に●●●の木の鉢を置くことで復旧したこととなると、農林振興センターのほうで判断しております。

7番 豊田 恵男委員 分かりました。

議長（横田 友会長） 他に質疑、意見等ございますか。

暫時、休憩いたします。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

他に質疑、意見等ございますか。

9番 新田 恭一委員 9番新田です。

先ほど休憩となりましたが、かなりの時間を経過しましたので、なぜ休憩としたのか、また休憩中に協議した内容や結果の報告をいただきたいと思うのですが。

議長（横田 友会長） 承知しました。

ご質問をいただく前に私からご説明をすればよかったですのですが、失礼しました。

これはあくまで私の意見であります。議案第56号の番号5について、私はこのままの状況で採決する内容では無いと思いき、休憩をいただき、事務局あるいは秩父市農政総合推進協議会の事務局である農業政策課の職員にもお越しいただき意見を伺いました。

というのもこの案件は、昨年度農振除外の申請がなされ、秩父市農政総合推進協議会で審議し認められたましたが、当時私もその協議会の委員であったため、意見を申し上げ反対をいたしました。

まず、本申請地は、地権者が高齢であり、自身で耕作できないとのことで、市とも相談し「人・農地プラン」に位置付け耕作者を探し農地として守っていこうとした訳ですが、残念ながら除

外の申請が出てしまいました。

この「人・農地プラン」は法律に基づき策定しましたので、位置付けられた農地を転用するのは問題なのではと考へ、休憩をいただき、担当課へ意見を聞いた次第です。

結論としては、「人・農地プラン」に位置付けられた農地を転用しても法的には問題ない、また除外については、農政総合推進協議会で議論した結果許可となっているので、手続きには問題ないとのことでした。

それから、申請面積が●，●●●㎡なんですが、一部畑を残している、どうもあえて●，●●●㎡以下にしているような気がするんです。

いずれにしても私としては、農地を守るという観点から、この案件についてお考えいただきたいと思っております。

9番 新田 恭一委員 分かりました。

議長（横田 友会長） 他に質疑、意見等ございますか。

3区 小久保 健司推進委員 3区の小久保です。

このような案件が出たときは、どのように判断したらよいのですか。

事務局（江田事務局長） 私からお答えします。

通常採決時に、皆様に疑義がなければ賛成、疑義があれば反対を挙手で意思表示いただいておりますが、例えば以前、畦畔や赤道などと隣接している案件ですと、関東財務局や市の道路担当課など関係機関との協議が整うことを条件を付すことをで賛成、反対のご判断をいただいたことがあります。

そのあたりを踏まえて、今回もご判断いただければと思います。

3区 小久保 健司推進委員 このような広い農地が農地で無くなるということが、私はとても残念に思います。

議長（横田 友会長） 他に質疑、意見等ございますか。

5区 高田 忠一推進委員 5区の高田です。

番号7について、以前にもこの件は議題に上がったと思いますが、チップを敷いて●●●の鉢植えを置いて農地に戻しました、これでOKとのこと、またシーズンになりお客がたくさん来るので、鉢植えを寄せて駐車場に使います、とのこと。

これでいいのか、いかがなものか、と思うんですよ。

皆さんもどう思いますか、と投げかけ的にお話ししました。

以上です。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。他に質疑、意見等ございますか。

3区 田口 徳行推進委員 3区の田口です。

番号5について、先ほど●，●●●㎡以下との話がありましたが、どういうことなのでしょうか。

事務局（小川主幹） ●，●●●㎡の件ですが、開発行為の関係で●，●●●㎡以上であればその手続きをしなくてはならない、という事でございます。

議長（横田 友会長） 他に質疑、意見等ございますか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で質疑を終結いたします。

それでは議案第56号につきましては、条件を付すという意見などもありましたので、個別に採決したいと思います。

まず番号1と2につきまして、道路、水路及び畦畔の境界線を確定し、管理者と協議後に許可相当とすると意見を付して、埼玉県に進達することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、番号1および2は条件を付して埼玉県に進達することと決しました。

次に番号3について、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、番号3はそのように決しました。

次に番号4について、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、番号4はそのように決しました。

暫時、休憩いたします。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に番号5について、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 挙手が一人もおりませんので全員が反対であります。よって、番号5は許可を相当としないことに決しました。

次に番号6について、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、番号6はそのように決しました。

次に番号7について、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 挙手が一人もおりませんので全員が反対であります。よって、番号7は許可を相当としないことに決しました。

議案第57号上程 農用地利用集積計画の決定について （1件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第57号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（見澤主事補） 私からは、番号1について、説明させていただきます。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和●年●●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当

委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。

申請地は、●●●●● 字 ●● 畑 5筆 計 ●, ●●●●m²です。

土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●の北東 約●●●m付近にある農地です。

利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から●年間となっております。

現地を確認いたしましたところ、保全管理されておりました。

本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用集積等促進計画を決定することとなります。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

13番 新井 一雄委員 13番 新井です。番号1について意見を申し上げます。

概要は事務局からの説明のとおりです。

現地を確認したところ、荒川地区の中でも大変日当たりのよい広大な平地と好条件の農地で、何ら問題ないと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

6区 木村 雄一推進委員 6区推進委員の木村です。

今新井委員のお話のとおりですが、写真で見ていただいてもわかりますが、多少入り組んでいてちょっと使いづらい印象もありますが、これだけ広いところは大変よろしいのではと思います。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が担当委員及び農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第57号について、市長からの申し出のとおり決定することに、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第58号上程 農用地利用促進計画の意見について (2件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第58号 農用地利用促進計画の意見について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(笠原主査) 私からは、番号1について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和●年●●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの促進計画に掲げられております農地は、すでに農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に貸付する計画で、先ほど諸報告の1通知書の受理について番号1で報告がございました農地の借主を変更するものです。

農地の所在については、●●●●●●の南東約●●●m付近にあります。

隣接農地はすでに借請人が農地中間管理機構から借り受け、●●●の栽培を行っております。借受人は、秩父市の認定農業者である ●●●●●●●●●● で、借受後は、●●●●●、●●●●●などの栽培を行う計画です。

賃借期間については、令和●年●月●日より、●年●か月となっております。賃料は10aあたり●、●●●円で、従前の契約内容を踏襲した内容となっております。

なお、それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と借受人との調整が整っており、適切であると判断しております。

説明は以上です。

事務局(見澤主事補) 私からは、番号2について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和●年●●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの促進計画に掲げられております農地は、先の議案第57号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に貸付する計画です。

借受人は、秩父市の認定農業者である ●●●●●●●●●●●●●●●● です。

借受後は、●●の栽培を行う計画です。

賃借期間については、令和●年●月●日より、●年間、賃料は10aあたり●、●●●円となっております。

なお、それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と借受人との調整が整っており、適切であると判断しております。

説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

側で市道と接しております。

周囲は平地になっており、ほとんど宅地に囲まれておりますが、北東側で一部農地と隣接しております。

現地は、全般的に雑草が生い茂り、大きな木が数本生えており、道路に面した電線に枝がかかってしまっている状況でございました。

令和●年度の農地パトロールでは、遊休農地、緑判定となっております。前年度令和●年度も緑判定で意向調査をお送りしましたが、未回答となっております。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

9番 新田 恭一委員 9番 新田です。

事務局の説明のとおりですが、非常に判断の難しい案件でありまして、登記は畑、現況は山林となっております、先ほどの説明では緑判定とのことでしたが、おそらく赤判定ではと思われます。

昭和●●年に相続されておりますが、その時からほとんど手は入れてない状況が見受けられます。

三方に住宅があり、電線が枝に引っかかっており、大きな木も何本かある状況の中で、伐根して耕うんするのは疑問でもありますが、たとえ山林となったとしても管理されず周辺に迷惑をかける可能性もあります。

私としては農地として残して行きたいと考えますが、今まで管理されてこなかったので管理していただくのは厳しいとも思います。

いずれにしても推進委員さんにも現地確認いただいておりますので、ご意見を聞いていただきご審議していただければと思います。よろしく申し上げます。

3区 小久保 健司推進委員 3区の小久保です。

ここは私が農地パトロールで見えてきたところです。先ほど新田委員さんのお話のとおり、樹木が生え人の手では農地に戻すことは不可能、山林の判定をしたと思います。

しかしながら、この場所は平らなところで均せる、とてももったいないところです。

昭和●●年に相続で受けた土地を、なぜこんなに長く放置しておいたのか非常に不思議であります。

山林にするには非常にもったいない、どう指導をすれば近隣に迷惑をかけずに済むか私としては悩ましいところです。

また、周辺にはこのような状況のところが多く見受けられます。ここが農地除外で山林となると、周辺の似たところはみんな山林になってしまう、農地が減ってしまうのではと危惧しております。

先ほど事務局の説明では、意向調査は無回答とのこと。

無回答で終わらせずに指導していくことも必要ではとも思います。

ご審議よろしく申し上げます。

3区 田口 徳行推進委員 3区の田口です。

ここは大きな木もあり、夏場は林の中のような状態なるのではと思います。

道路が二手に入っており平地でもあるので、うまくすれば畑に戻すこともできそうですが、現状は手を加えるのは大変だと思います。

重複しますが、周辺の同じような状況のところがありますので、農地パトロールで黄色や赤判定となったところには、難しいかもしれませんが声掛けなどを行っていく必要のあるように思います。

いずれにしても、ここは平地でもありもったいないと考えます。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が担当委員及び農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

5区 高田 忠一推進委員 5区の高田です。

申請地のようなところは吉田地区にはたくさんあって、みんな非農地判定したら半分ぐらい農地が無くなってしまうかもしれません。

では普通に野菜を作ったりと畑として管理できるかということ、大変難しいことだと思います。最近農地パトロールして思うこともあったのでお話ししますが、なんで農地を無くしたらいけないのか、農地が減ったらなぜダメなのか。

この総会も非農地判定だけでなく、時にはそういう議論もしてほしいなと思っていて、国も食糧問題を取り上げたりして、食料自給率のことを言っています。

国は38%くらいですか、県が11%、秩父市が7%程度と聞いています。

世界で紛争などが絶えませんが、輸入に頼っている日本で輸入がストップしたら問題が起きますよ。

戦後、当時の人たちは本気で山林を開墾して畑を耕していたのが、世代が代わり山林化してしまっている訳ですが、いざという時に最低限食料を確保できるように、少し平らなところは耕作とまではいなくても保全管理くらいはしていくことも必要なことだと思うのです。

そのような観点からも非農地判定や転用も考えていかなければと思います。

先日、農業政策課が遊休農地にタマネギを1万2千？を栽培して、給食に利用するような取り組みを始めたようですが、もっと大局的な秩父市の農業ビジョンを考える必要があると感じます。

この間、市議会に傍聴に行ったら、ある議員さんが質問していました。

話を戻しますが、この案件の状況を聞くと誰かがチェーンソーで切ってやればどうにかなるのでは、そのくらいボランティアでやるようなことができればいいのでは、そのような動きがあれば、農地を確保する手だてになるのではと思います。

全部とは言わないですが、とりあえず除外をしないで置いておくことも必要だと思います。

思ったこと、意見を述べさせてもらいました。

1番 新井 範委員 1番新井です。

ここは山林化してはいるからと農地から外すと、勝手な埋め土でも何でも出来てしまうと思

います。そういう面から考えても農地のままで置いてもらって、指導していくということも必要と感じます。

今回農地パトロールで影森地内を歩きましたが、赤判定してもいいかなと思う農地はいくつもありました。

時代を遡ると養蚕が盛んなときに桑の木を植えたわけですが、養蚕をやめた後そのまま荒れ放題となっているところもあり、30年生のような状態もありました。

重機を入れなければ元に戻せない、という現状を見据えると、旧荒川村で、桑畑をそば畑にする取り組みを行った事例もありますので、なんとか畑のままで指導しながら、農地を確保していくことが大切なんだと思います。

議長（横田 友会長） 他に質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第59号について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 挙手が一人もおりませんので全員が反対であります。よって、本案は「農地に該当する」と判断することに決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和5年第12回定例総会を閉会いたします。

本年も大変お世話になりました。よいお年をお迎えください。